**第２１回大阪府障がい者差別解消協議会**

日時：令和６年２月27日　火曜日　午後１時15分から午後３時10分まで

場所：大阪府教育会館　たかつガーデン８階東中

出席委員

大竹　浩司 公益社団法人大阪聴力障害者協会会長

大野　素子　　 公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会会長

小田　多佳子　 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会理事長

小田　浩伸 大阪大谷大学教育学部長教授

佐々木　祥光 有限会社ササキセキュリティー取締役部長

塩見　洋介　　 障害者（児）を守る全大阪連絡協議会

特定非営利活動法人大阪障害者センター事務局長

柴原　浩嗣 一般財団法人大阪府人権協会業務執行理事兼事務局長

◎関川　芳孝 大阪公立大学　名誉教授

髙橋　あい子 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会会長

辻川　圭乃 弁護士

堤添　隆弘 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会地域福祉部権利擁護推進室室長

寺田　一男 一般財団法人大阪府身体障害者福祉協会会長

南條　正幸 関西鉄道協会　事務局長兼専務理事

林　幹二 日本チェーンストア協会関西支部事務局長

久澤　貢 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会セルプ部会副部会長

福島　豪 関西大学法学部　教授

藪本　青吾 大阪私立学校人権教育研究会 障がい者問題研究委員会委員

◎　会長

オブザーバー

大阪法務局人権擁護部第二課長

近畿運輸局交通政策部バリアフリー推進課長

市長会代表市　担当課長

　町村長会代表町村　担当課長

○事務局　定刻になりましたので、第21回大阪府障がい者差別解消協議会を開催させていただきます。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席賜りまして誠にありがとうございます。それではまず、開催にあたりまして、障がい福祉企画課長より一言ご挨拶申し上げます。

○事務局　第21回障がい者差別解消協議会の開催にあたりましてご挨拶申し上げます。

委員の皆様には、日頃から大阪府の障がい福祉行政の推進に格別のご理解、ご支援をいただき、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。また本日はご多忙の中、本協議会にご出席いただき誠にありがとうございます。障がい者差別の解消を巡る状況につきましては、4月より差別解消法の改正法が施行されることで、全国的にも事業者による合理的配慮の提供が義務化されることとなっております。また、昨年12月には改正旅館業法も施行され、宿泊サービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を行った人の宿泊を拒むことができるようになった一方で、拒否事由に該当しない例として、「障がいのある方が社会の中にある障壁の除去を求める場合」が位置づけられたところです。

万博開催を控える大阪では、国内外から多くの方々が来られることが予想されます。障がいのある方から、社会的なバリアを除いて欲しい旨の求めがあった場合、様々な配慮が行き届いたまちを実現するために、障がい者差別解消について正しく理解してもらうことが一層重要となってきており、府では啓発の取組みを進めているところでございます。

本日の会議では、令和5年度に実施したそのような啓発の取組みに加え、大阪府が相談を受けた事案や合議体で協議いただいた事項などについて取りまとめた実績報告書につきましてご審議いただきたいと考えております。

また令和6年3月で差別解消条例改正により、合理的配慮の提供を事業者に対して義務付けまして3年となります。そこで、本日の意見交換ではこの3年間の状況を振り返るとともに、条例の改正によって変わったことや、合理的配慮の理解を広めるため、委員の皆様それぞれのお立場から、どのような取組みができそうなのかなどをご議論いただけたらと考えております。以上簡単でございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いします。

○事務局　続きまして、会議の成立についてでございます。本日は委員総数20名のうち、現時点で16名のご出席をいただいており、大阪府障がい者差別解消協議会規則第5条第2項の規定により会議が有効に成立しますことをご報告させていただきます。

続きまして、委員としてご就任いただいた後、今回初めて出席となる委員をご紹介いたします。社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会理事長、坂本ヒロ子様の後任といたしまして、昨年6月22日付でご就任いただきました、同会理事長の小田多佳子様でございます。

次に、お手元にお配りしている資料の確認をさせていただきます。

資料1「障がい者差別解消に向けた大阪府の活動報告書（案）」

資料２「意見交換資料」

資料3「対応要領新旧対照表」

また本日欠席の委員より意見ということで資料をいただいておりますので、合わせて配布させていただいております。最後にその他といたしまして、差別解消法や府の差別解消条例等を綴じました別冊ファイルをお配りさせていただいております。資料の不足等がございましたら事務局までお知らせ願います。

それでは続きまして、会議の公開についてです。大阪府におきましては、会議の公開に関する指針を定めており、本指針に基づき、本会議を原則公開としております。後日、配布資料とともに、委員の皆様の発言内容をそのまま議事録として、府のホームページで公開する予定にしております。ただし、委員名は記載いたしません。予めご了承いただきますようお願いいたします。なお、個人のプライバシーに関する内容についてご議論いただく場合には、一部非公開ということで、委員の皆様を除くオブザーバーの方、関係者の方、傍聴の方には一時ご退席いただくことになります。

次にこの会議は、点字資料を使用されている視覚障がいのある委員や、手話通訳を利用されている聴覚障がいのある委員がおられます。障がいのある方の情報保障と、会議の円滑な進行のため、ご発言の際はその都度お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳ができるように、ゆっくりとかつはっきりとご発言をお願いいたします。また、点字資料は、墨字資料とページが異なりますので、資料を引用したり言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げるなど、ご配慮をお願いいたします。それでは以降の議事進行につきましては会長にお願いしたいと存じます。会長よろしくお願いいたします。

○会長　年度末のお忙しい中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。暖冬とは言いますけれども、ここ数日はずいぶん寒い日が続いておりますが、皆様、お体お変わりありませんでしょうか。

今回の差別解消協議会は例年、定例のように活動報告書の説明をさせていただいて、ご意見を頂戴したいというのが中心でございます。それでは、次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思いますが、今申し上げました通りに議題１「障がい者差別解消に向けた大阪府の活動報告書（案）」がまとまっておりますので、こちらを事務局からご説明いただこうと思います。お願いいたします。

○事務局　それでは、資料1「障がい者差別解消に向けた大阪府の活動報告書（案）」について説明させていただきます。こちらの活動報告書ですが、令和5年度の報告書と銘打っていますが、令和5年度は今年の3月までとなりますので、ひとまず、昨年4月から12月までの相談受付状況や合議体の開催状況などを記載したものを本日はご審議いただきたいと思います。そして、本日いただいたご意見を基に修正するとともに、まだ記載できていない、今年の1月から3月までの相談事例などを追加した上で、次年度最初に実施する解消協において完成版を改めてご審議いただきたいと思います。それでは、報告書の中身について簡単に説明させていただきます。

まず、墨字版資料の3ページ、点字版では7ページからをお願いします。

「（２）広域支援相談員の対応状況」ということで、ここでは、大阪府広域支援相談員が昨年4月から12月までに受けた相談対応状況に関するデータを掲載しております。点字版では一番下の部分になりますが、この期間中に対応した新規事案件数は114件という結果でした。また、点字版では次の8ページの上の方ですが、相談員がメールや電話、または対面にて各事案に対応した延べ回数は998回でした。その下に、令和3年度と令和4年度の新規事案件数と相談対応回数を記載しております。新規事案件数は、令和5年度の114件を12ヶ月換算すると152件となり、過去2年間と大体同じような件数となっております。対応回数については、こちらも今年度の998回を12ヶ月換算するとおよそ1,330回となります。点字版は8ページの一番下をお願いします。相談１件あたりの対応回数の内訳を表にしておりますが、平均はおよそ9回ということで、昨年の10回と大きく変わらないという状況です。続きまして、その下の相談者の内訳です。点字版では9ページをお願いします。ここでは、どこから大阪府に相談が入ったのか分類した結果を示しております。市町村から大阪府に入った相談は25件で、障がい当事者やその支援者等から大阪府に直接入った相談は92件でした。直接相談の内訳は、障がい当事者からの相談が64件と最も多く、その後は家族と支援者等がそれぞれ８件という形で続いております。市町村から大阪府に入ってくる相談が全体の21％、相談者から直接大阪府に入ってくる相談件数が全体の79％ということで、この比率については変わっておりません。相談者の方も大阪府に直接相談を入れたいと思う事情もあるのかもしれませんが、市町村での相談機能もより働くような形に持っていくことが一つの課題となっております。

続いて、墨字版では4ページの真ん中、点字版では10ページの下部をお願いします。

「３．相談内容の類型」ということで、相談員が対応した結果をもとに相談内容を分類しています。なお、分類の結果、複数の類型にまたがるものが出てくることもございますが、その場合はいずれか一つの類型に絞る形で集計しております。分類の結果、不当な差別的取扱いは７件、合理的配慮の提供に関する相談については、点字版では次の11ページの（イ）になりますが15件。不適切な行為や不快・不満などその他に分類されるものが95件という結果になりました。不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供については、どちらも昨年の同時期と比較して件数が少し増えているという状況でございます。また、全相談のうち約4割にあたる50件については、相談・意見・要望に分類される内容でした。

次に墨字版では5ページ、点字版では14ページをお願いします。ここでは、対象分野別の相談件数を示しております。これについては例年同じ傾向を示しておりますが、商品サービス分野に分類される相談が45件と最も多く、次いで行政機関に関する相談が22件という状況でした。

次に墨字版6ページ、点字版では16ページの下の方からになります。5番の項目として、障がい種別ごとに相談の取扱い件数をまとめたものになります。点字版では17ページになりますが、分類の結果、身体障がいのある方からの相談が76件と最も多く、次いで精神障がいのある方からの相談が33件、知的障がいのある方からの相談が16件という形で続いております。また、身体障がいがある方からの相談の内訳を見ますと、肢体不自由のある方からの相談が44件、聴覚言語障がいのある方からの相談が14件、視覚障がいのある方からの相談が9件という形で続いております。

次、墨字版は8ページ、点字版は22ページの下からとなります。「６．法施行後の年度ごとの新規相談件数および法上の差別２類型の件数」です。このグラフ、点字版では次の23ページから24ページにかけて表でお示ししております。差別解消法が施行された平成28年以降に、大阪府が受けた相談件数の年度ごとの推移とそれらの相談の中で不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供について該当するものの年度ごとの件数をお示ししております。

まず、相談件数についてですが、令和元年度の188件以降は、新型コロナの影響があるかと思いますが、150件から160件あたりで推移しております。次に、不当な差別的取扱いについては、法施行当初の平成28年、29年の件数が20から30件程度と多かったですが、令和元年度以降は1桁の件数で推移しております。一方で合理的配慮の提供に関する相談は、法施行当初の平成28年度は4件と件数が多くなかったですが、その後は令和2年度を除くと、毎年2桁の件数となっております。以上が、昨年4月から12月までに大阪府の広域支援相談員が受けた相談事案についてのデータとなります。

次に墨字版では8ページの下から16ページにかけて、点字版では、25ページから61ページにかけての部分となります。「（3）広域支援相談員が対応した相談事例等」ということで、昨年12月までに大阪府の広域支援相談員へ寄せられた相談のうち、5分野「不当な差別的取扱い」「合理的配慮の不提供」「不適切な行為」「不快・不満」「環境の整備」に該当すると考えられる事例について、その概要を一覧で掲載させていただいております。いくつかの事例について簡単にご紹介させていただきますと、まず不当な差別的取扱いについては、墨字版では９ページの下、点字版では28ページの下半分から30ページまでの（え）（お）（か）の事例になりますが、住宅分野に関する相談として、精神障がいのある方や知的障がいのある方が家主や不動産事業者より障がいのある人には貸せないというような趣旨の発言をされたという相談がありました。

次に墨字版では10ページ、点字版では31ページの下の方からになります。合理的配慮の不提供に関する事例としては、全部で15件ありましたが、その半数以上である８件が聴覚や言語に障がいのある方からのご相談でした。内容としては、イベント等における手話通訳者の設置に関する相談が４件ありました。

その他には墨字版では10ページの2番、点字では32ページの下半分から記載のある（い）の事例ですが、聴覚障がいのある子どもが店の駐輪場で、過去に盗まれた自転車を発見したので、店員に警察への連絡をお願いしたものの対応してもらえなかった事例や、保険事業者に保険金の申請をしようとしたものの、電話対応しか受け付けしないといわれたという事例などがありました。

また、差別にはあたらないが、不適切な行為があったと思われる事例については、墨字版では13ページ２番の事例、点字では45ページの下から始める（い）の事例ですが、携帯電話のお店で障がい者割引についての案内を店側からしてほしいと伝えたところ、「障がい者かどうかを問うのは失礼」という発言をされたので謝罪してほしい、というものや府営住宅の流し台の取換え工事について、車いす利用者用の住宅は対象となっておらず、工事を案内するチラシに理由等が書かれていないという内容の相談が入っておりました。

墨字版は14ページ、点字版では50ページの真ん中から始まる「不快・不満」に関する事例については、全９件のうち８件は身体障がいがある方からの相談でしたが、スーパーで会計時に近くの会計機が空いているにもかかわらず、離れた会計機の使用を指示されたという事例や、車いす利用者の方が電車に乗っていた際に降車予定の駅に駅員が不在であったため下りることができなかったなどの事例がありました。

最後に墨字版は15ページ、点字版では57ページの真ん中から始まる「環境の整備」に関する事例としては、いずれも車いす利用者に関係する事例でした。お店やトイレの入り口にある段差・階段のため車いすでは利用できないというものや、車いす利用者用の席の設定が同じ球場を使用するにもかかわらず、ある球団の主催ゲームではなされるのに対し、別球団の主催ゲームではなされないというものがありました。その他の事例に関しまして、本日は紹介を省かせていただきますが、また後程ご確認いただければと思います。それでは次に墨字版の1７ページ、点字版では61ページの真ん中からをお願いします。

　「２　合議体における助言の実施」ということで、今年度は昨年９月25日に１回目の助言型合議体を開催させていただきました。その際に広域支援相談員が対応に苦慮した２つの事例について議論いただきましたので、その内容について記載させていただいております。墨字版では18ページ、点字版では63ページから66ページになります。まず1つめの事例ですが、全盲の方から相談があり、美容クリニックで髭脱毛を契約しようとしたところ、全盲の人との契約実績がないため、契約時や施術時に親族の付添を条件として求められたとのことでした。クリニック側の言い分としてはレーザー脱毛なので施術後に火傷などのトラブルがないかなどを目視で見る必要があるため、付添が必要ということでした。この話を聞いた相談者が、それは差別的取扱いじゃないかということで相談があったため調整をすることになりました。なお、相談者は一人暮らしで、別居の親族も高齢で、付添は難しいということでした。相談を受けた府の相談員の対応として、まずクリニックを訪問し、そこの職員や、東京にあるクリニック本部の職員ともオンラインでつないで話し合いを行いました。その際、相談員からはクリニック側に法令の説明や当事者と建設的な対話をして契約を検討することをお願いしました。その後2回目の話し合いを相談員とクリニック職員に加え、相談者も交えて行いました。この時、相談者から「視覚障がい者は無能力だと考えているクリニック側の偏見を正したい」というご発言があり、相談者単身で東京にあるクリニック本部に行って話し合いに参加しております。この時の話し合いの結果、施術後の肌トラブルの確認は、施術から３日後に相談者がクリニックに通院し、クリニック側が確認することとなりました。また、契約の際にも付添が必要と言われていましたが、この点についても事前に書類データの提供や、音声を録音することで、付添なしで契約できることとなりました。

以上が、この事例の経緯となります。合議体当日の論点としては点字版では65ページの下の方からになりますが、「視覚障がいがある人の肌トラブルを誰が確認するのか。」「クリニックは何かあった際の訴訟トラブルを回避するために付添がないと契約しないとしたが、これは不当な差別的取扱いを判断する際の正当な理由となり得るのか。」、「クリニックの作成していたガイドラインには、「契約書を読んで理解した上でサインが書ける人と契約する。」となっているが、この内容が既に不当な差別的取扱いになってないか。」の３点について主に話し合っていただきました。

墨字版では19ページ、点字版では66ページの真ん中あたりから69ページにかけて、委員からいただいた意見について記載させていただいております。その中で、医療職には患者を守る責務があり、施術によって患者に不利益が生じることを回避したいと考えるのは当然であるが、そのための対応が差別に当たるかどうかは個別の事案により変わってくるというご意見や、判断力の低下した高齢者が手術を受ける際などは、親族が付き添えないこともあり、その場合は成年後見人等に十分な説明をすることは大切であり、手術を断ることはしないという意見がありました。また、事業者の対応についての意見として、対応したことがない全盲の方が来られて戸惑ってしまうことは仕方ないですが、本件は最終的に当事者とクリニック側が話し合いの末、適切な落としどころが見つけられました。一方で、各省庁は所管する事業分野ごとに対応指針を定めているので、クリニックがガイドラインを作るならその内容に沿ったものであるべきで、クリニックが作っていたガイドラインは障がい者を排除しているとしか読めないというご意見もありました。相談員の対応に対しては、クリニックの本部が対応せず、出先や窓口だけで対応すると、「権限がないので対応できない」などと言われ、それ以上対応できないケースもあるかもしれないが、今回は本部も話し合いのテーブルについたことが、最終的に歩み寄れた要因の一つかもしれないという意見もありました。以上が、事例１についての説明となります。

続いて墨字版では20ページ、点字版では70ページからをお願いします。事例２「コンサートでの手話通訳派遣について」になります。この事例では聴覚に障がいのある人がコンサートに参加するにあたり、曲と曲との間のフリートーク部分について手話通訳者の配置をコンサートの窓口を担当している事業者に対し支援者を通じて要望したところ、手話通訳者の手配やその人のコンサート会場への入場料は当事者負担となると言われました。また、支援者は当事者の居住自治体が実施する手話通訳派遣事業による派遣を自治体に求めましたが、自治体側からは「公的なイベントへの派遣を優先するので、コンサートへの派遣は困難」という回答があったとのことでした。このような経緯を経て、大阪府の相談員にどうにかならないものかと相談が入った事例です。相談を受けて、相談員は窓口を担当する事業者に対し調整を図りましたが、コンサートは多くの事業者がチームとなって運営しており、予算の段階で手話通訳や字幕の表示に関する費用が計上されていないため、後から追加ということはなかなか難しいとの説明がありました。

また、コンサートの運営は複数の事業者がチームで行っていると申しましたが、その中でもイニシアチブをとる事業者の意向に左右されること、また業界内での合理的配慮の考え方が浸透していないことの説明がありました。そして相談員がイニシアチブをとる事業者への接触ができないものか窓口事業者に聞いたところ、業界内での関係性もあり、イニシアチブをとる事業者への直接接触は拒否されました。結局、当事者は手話通訳のいない状況でコンサートに参加したという経緯をたどった事案となります。この事例について、合議体当日の論点としては、点字版では73ページの最初からになりますが、「事業者の過重な負担という説明が妥当なのか。」「多くの自治体で余暇活動場面では手話通訳の派遣事業が利用できないとなっているが、余暇活動における意思疎通支援についてどのように考え方を整理すべきか。」という２点について主に話し合っていただきました。墨字版では次の21ページ、点字版では73ページの下の方から78ページにかけて、委員からいただいた意見をまとめております。コンサート事業者の対応に関する意見としては、今回のコンサートを実施している事業者が誰もが知っているような大手の事業者であり、その事業規模や事業への影響の程度を考えると、手話通訳者の派遣は過重な負担とならないのではないかというご意見がある一方、大きなイベントであっても警備費等にかかる費用は年々増加しており、想像以上に利益が出ていないイベントも多いという意見もありました。また、代替手段に関する意見として、専門的な手話通訳者を雇うことは困難であったとしても、大きなイベントであればアルバイトのスタッフも多く雇っているだろうから、そのような方に話していることをメモして見せるといったことはできなかったのかという意見がありました。一方で、スタッフにはそれぞれ役割があり、必要最低限の人員で動かしているだろうから、サポートするためのボランティアを募ることも手段の一つとして考えてもいいのではというご意見もありました。広域支援相談員の対応については、本事例ではイニシアチブをとる事業者と直接対話できていないことから、窓口レベルでの対応では解決が難しそうな場合は本社からの回答を得るような働きかけも必要ではないかという意見をいただいております。

次の22ページ、点字版では76ページの下の方からになりますが、ここでは自治体対応に関する意見をまとめております。手話通訳派遣事業による公的派遣について、昔に比べると派遣範囲は広がったものの、本件のように自治体の判断が社会的バリアになることがあるというご意見や、一定規模の人が参加するイベントについては公的な取組みによる手話通訳者の派遣が必要なのではないかという意見がありました。また、大阪府に対する意見としては、府は障がい者の文化芸術活動を応援する取組みをしているのだから、本件のようなコンサートへの参加についても単なる余暇活動としてとらえるのではなく、文化芸術活動として応援できないものかという意見もありました。以上が２つめの事例についての主な意見となります。なお、今年度２回目の合議体は、本日の解消協終了後、続けて実施する予定にしており、議論の結果につきましては次回の解消協でお示しするこの報告書の完成版の中でご紹介させていただく予定にしております。以上が合議体についての報告となります。

次に墨字版の24ページ、点字版では82ページからになります。こちらでは大阪府の市町村に対する取組みを記載させていただいております。点字版は次の83ページをお願いします。２番の部分では課題ということで、府内市町村においては相談事案について体制整備等が進められていますが、冒頭の部分でもご紹介した通り、市町村を経由した相談は全体の２割程度と広域・基礎自治体の役割に応じて機能が発揮されていると言える状態ではなく、引き続きキャッチ力や対応力の向上に取り組む必要があると考えております。点字版では84ページの真ん中からになりますが、支援地域協議会については府内20市町村が未設置となっており、ここ3年は新規の設置がなされておりません。未設置の理由としては、事例が少ないことやすでに多くの同様の会議をかかえている中で新たに設置する必要があるのかなどの声をお聞きします。また、すでに設置済みの自治体におかれてもどのようなことをすればいいのかわからないなどの課題がございます。

これらの課題に対しまして大阪府での取組みですが、墨字版では25ページの真ん中から、点字版では86ページの一番下からになります。府内市町村から府へ差別に関する相談が寄せられた際は、広域支援相談員が助言を行ったり、相談のあった自治体と一緒に話を聞いたり、事業者を訪問する等の取組みをしています。また、点字版では87ページの下の方となりますが、オンラインでの情報交換会をすることで、事例や他の自治体における取組みについて共有したり、相談員と自治体職員が顔の見える関係性を築くための取組みを行いました。この情報交換会については昨年度以前からも実施しておりましたが、今年度は同時に参加する自治体を変えて実施しました。次に支援地域協議会の設置促進については墨字版の25ページの一番下から、点字版では88ページの真ん中から記載していますが、内閣府が研修会を実施しており、その中で設置や活性化に向けた内容も含まれておりますので、府内市町村に参加呼びかけをしております。これに加えて大阪府でも先ほど紹介したオンラインでの情報交換会で働きかけをしております。以上が府内市町村に対する支援の取組みについてとなります。

続きまして墨字版では27ページ、点字版では90ページの真ん中からとなります。ここでは大阪府の障がい理解に関する啓発の取組みを記載しております。今年度は昨年度から新規の取組みを行ったというものはございませんが、墨字版の28ページ、点字版94ページの下からをお願いします。２番に記載させていただきました通り、毎年開催しております「共に生きる障がい者展」において、今年度は障がい者サッカーを通して合理的配慮を理解するためのフォーラムを開催いたしました。そして、墨字版の30ページ、点字版では99ページから101ページにかけてとなりますが、⑥心のバリアフリー推進事業の部分にあるように、このフォーラムの様子を動画として撮影し、事業者などで研修に用いることができるように動画サイトで公開を行いました。このような取組みはこれで３回目となりますが、今年度もテーマを変えて実施し、フォーラムの開催等に当たっては関西テレビのアナウンサーや、吉本興業所属の芸人さん、日本サッカー協会さんらにご協力をいただきました。

最後に墨字版34ページ、点字版の102ページからは大阪府が作成している啓発物を紹介しております。墨字版35ページ、点字版では111ページ以降については参考資料となっております。以上が報告書についての説明となります。

○会長　はい、ご説明ありがとうございました。ただいま事務局の報告内容についてご質問ご意見ございましたら、挙手の上ご発言ください。いかがでしょう。はい、委員お願いします。

○委員　24ページの府内市町村に対する支援の取組みというところで、市町村支援の課題が「相談自体少なく相談事例や対応手法の蓄積を十分に行うことが困難となっています」とされていますが、差別解消条例があって、事業者の合理的配慮に関する取組みもこの4月1日から大きく法的義務ということで変わります。

とりあえず私達家族および障がい者をユーザーとして見た場合に、前も申し上げている通り、実際理不尽と感じたときにどこへ持っていく、どこへ相談したらいいかという周知が非常に見えづらいです。私どもは3月4月が臨時総会なので、この法的な改正に向けて、相談窓口あるいは広域支援相談窓口の一覧表を配布して、事業者も合理的配慮に関する法的義務が課されましたという手作りプリントのようなものを作りました。しかし、ユーザー側もサービス提供者側もこういう制度があるということを可視化できるような周知がもう少ししていただけないと、この制度が存在するということですら、市町村で暮らしているユーザー、それからサービス提供者側も本当に理解しているのかというのは心配してるところです。例えば、消費税が変わるときは、いろいろなところに周知のポスターがあります。令和6年度から変わる制度についても、例えば医療機関や商業施設等で、ユーザー側も提供側もわかるような周知の仕方をしないと相談件数が上がってこないと思います。理不尽さは感じていても、差別にある意味、麻痺してしまっているからしょうがないという諦めも含めて、その意識も変えていくべきという段階に来ているわけですから、大阪府は今後もっとサービス事業者およびユーザーにも一見してわかるような何か対策はお考えでしょうか。

○会長　はい、ありがとうございます。同様の意見がお手元の委員からの資料で、問題提起がされております。内閣府のワンストップ窓口とともにこの4月から施行される改正障害者差別解消法において合理的配慮の提供が義務づけられたことについて、改めて大阪府内の相談窓口の啓発、あるいは法改正の内容の啓発が課題であるという指摘もあります。今の委員のご質問について、事務局ご回答いただけますか。

○事務局　ご意見ありがとうございます。おっしゃっていただいたように令和6年4月1日から法律上も事業者の合理的配慮の提供が義務化されることになります。大阪府においては条例では既に義務化になっておりましたが、我々もこの機会を捉えて、より幅広く周知をしているところでございます。例えば令和6年4月から法律上、事業者の合理的配慮の提供が義務化されるという内閣府が作成したパンフレットを各府内の事業所団体や飲食業、公共交通等、様々な業界約50団体に直接訪問して説明を行い、それぞれの団体、会員に周知いただくことをお願いしました。直接お会いできなかった場合は、データを送付し、それぞれの会員に周知をしていただくという形で、この機会を通じて幅広く、この法律の趣旨について、周知をさせていただいたところでございます。

このパンフレットだけでなく、様々な方法で周知をしており、ホームページへの掲載や、各事業者団体から研修等の依頼がございましたら、赴いて研修をさせていただいております。今説明いたしました「共に生きる障がい者展」では、障がいのある人もない人もこの障がいを理解していただくような形での働きかけ等も行っております。引き続き障がい理解啓発に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○会長　はい、ありがとうございます。法改正の内容等についてのポスターなどは、内閣府からの資料としてあるんですか。

○事務局　ポスターはなく、リーフレットになります。

○会長　「市役所の窓口とか事業者の窓口とか色々なところで、ポスター等を貼っていただき、相談窓口、機関をそこで知ることができるようなＱＲコードみたいなものがあるとより有効な周知ができのではないか」というのがおそらく委員らのご指摘かと思います。

併せて様々な活動を、今の活動報告書の中でもしていただいているわけですが、この場においても、こうした資料を確実に参加者の方にお渡ししたり、掲示を求めたりして、これを機会に広く周知をしていただくと、うまく万博に繋がるかと思いますので、改めて準備はあるというのはよくわかりましたけれども、意見を踏まえて、より効果的な周知の方法は、もっと考えられないかということを新年度スタートする前に、内部で検討いただければと思います。それ以外いかがでしょうか。はい、委員お願いします。

○委員　先ほどの委員と同じ箇所になります。支援地域協議会を設置していないところの理由としては、相談事例がないということが一番大きいと思いますが、相談事例がないと言ってるところで、例えば広域支援相談員の方に直接入ってきていない市町村からの相談が25件ですが、それ以外のところからも含めて、地域別に見たときは市町村を通らずに直接入ってくるっていうようなところも含めて、果たして府としても受け付けてないのかどうかということが一つです。

また、既に協議会を設置している市においてですが、そこでどれぐらいの会議を行ったり、対応されたりっていうようなことやその中で好事例があるということでしたら、もう少し具体的に広げることで、設置に繋げていけるのではないかと考えていますので、何かあれば応答していただきたいと思います。以上です。

○会長　質問事項3点ぐらいあったと思いますが、事務局お願いいたします。好事例含めて３点です。

○事務局　対応回数については把握はしておりませんが、墨字版の44ページ、点字版では135ページから146ページにかけて設置状況を記載しています。

また、墨字版の参考資料7の相談件数の状況について、各市町村の受け付けた状況を記載しています。設置してないと相談件数が少ないということもありますが、我々の働きかけとしましてはオンラインで市町村を集めての会議等を行いながら各市町村の好事例等を話ししてもらったり、内閣府が行っている設置促進の会議についても参加を求めまして、設置促進を働きかけているところです。

また、実際相談を受けてなくても、こういう相談があるということを各市町村に共有することで各市町村の対応力の向上を図っているところでございます。

○会長　設置自治体で受けつけている差別事例の件数などの状況把握は少しでもできていますか。

○事務局　墨字版の4ページ、点字版９ページに支援協議会の有無による相談の内訳ということで書かせていただいております。設置済み自治体からは48件、協議会未設置の自治体からは7件となっております。理由の括弧書きにも書かせていただいてるところですが、新規協議会設置済み自治体の府民からの直接相談の件数が未設置自治体に比べ多い理由は、政令市等の人口規模の多い自治体は支援地域協議会を設置済みであることが理由と考えられます。我々の中で今把握しているのはこのような内容になります。

○会長　協議会設置済みの自治体の府民が訴えられている差別事例が大阪府に寄せられた件数が48件ですよね。そうでない市町村レベルの相談事例差別事例は把握されてますかということです。報告はいただいているのでしょうか。

○事務局　件数は把握しておりますが、内容の把握はしておりません。相談件数というのは116件ということ各市町村の合計を書かせていただいております。

○会長　これは大阪府に寄せられたものではないということでしょうか。

○事務局　その他のものも含んでいます。

○会長　好事例なんかは何かありますか。情報交換・意見交換しながら、これは他の自治体にも見習ってほしいと思うような事例です。

○事務局　支援地域協議会の取組みでいきますと、人口規模の小さい市町村などでは商店街の代表の方に支援地域協議会に入っていただいて、例えば簡易スロープなどがあるお店を商店街で共有して、全ての店に簡易スロープがなくても、例えばＡというお店に簡易スロープがあるということを商店街に周知しておいて、Cというお店で簡易スロープが必要となればそのAというお店へ借りに行けるシステムを構築したりといった事例がありましたので、そのような事例は吸い上げて各市町村に情報共有させていただいております。

○会長　その好事例は、可能であれば令和５年度の活動報告書の中にコラムのような形で、載せると市町村に対する支援に繋がっていくのではないかと思いますので内部で検討してみてください。とてもいい事例なので、他にもそういう事例があれば、コラム的に扱って、いくつかの場所でご紹介いただくということが市町村にとっても応援になるのではと思います。その他いかがでしょうか。はい、委員お願いします。

○委員　この差別解消法を知的障がいの視点で見てきたときに、上がってくる数字と内容、それと自分の毎日の生活にまだまだ差があるということを感じています。差別的な対応を受けることも偏見を持たれているなと感じることも生活をしているととても多くあります。ただそれが声になって上がってこない、今回も資料を事前に見せていただいたときに知的障がいは16件となっていますが、事例の説明のところで本当の意味の知的障がいが実は一つしかないです。

そこを知的障がいの団体として、なぜなのかと考えたときに二つあると思っています。一つは親の視点でいくと、「自分たちが我慢すればいい」、「嫌な思いを忘れればいい」という刷り込まれた感覚が非常に強くあり、親や家族から相談をしてくださいというのはかなりハードルが高いと思っております。「うちの子さえ我慢すればいい」、「私さえ忘れればいい」というところで終わっていて、相談するというところに行かないです。

二つめは、本人にこの法律の趣旨や良さが伝わっていないことです。しっかり活用するためには、本人への伝え方、私は一つは教育だと思っておりますが、そこがまだまだ不足していてご本人たちがご存知ないという状況です。

一つめの親や家族の視点のところでお願いしたいことは、以前も別の場所でお願いしたことがありますが、知的障がいは割と障がいサービスと相性がよく、支援者を利用していることが多いため、支援をしてくださる方、特に地域を一緒に歩いてくださるヘルパーさんたちが、これは知的障がいに対する合理的配慮がされていない、あるいは差別されているということがあれば、本人や家族は「もういいです」と言っても、社会を変えていくためには、きちんと相談をしてくださるような、そういった周知をしていただきたいです。どうしても支援者に周知してくださいと伝えると、施設等に周知をされてしまいますが、施設は地域との交わりは強くありませんので、地域に一緒に出ていって過ごしている支援者にぜひ「そういった役割も皆様にあります」、「社会を変えてください」ということを周知していただけたらと思っております。

二つめは、本人たちが理解し、活用できる力をつけていただくかっていうのは、実はやっぱり教育の場面で障がい児の教育のところでこういった法律がある、こういったときにはこういう相談をしたらいいということをわかるように教えていただくことが重要だと思っております。何かこの意見に、お返事されることがあって聞けたら嬉しいです。よろしくお願いします。

○会長　はい、いかがでしょう。

○事務局　一つめの支援者の方々に広げるという部分ですが、おっしゃる通り我々も事業者や当事者だけでなく、そういった方々にも広く周知啓発していきたいと思っております。あらゆる媒体を使ってホームページやチラシ、それだけでなくイベント等を開催しながら、周知も引き続きしていきたいと思います。どのような配慮があるかは、特に知的障がいのある方についての配慮について、当事者や家族、団体の方々からもお話を聞きながら伝えていきたいと考えております。

教育の場面ですけど、障がい福祉企画課では、ふれあいキャンペーンという事業をしておりまして、その中でふれあいおりがみ、すごろくでは、子どもでも障がいを理解できるような形のものを作っております。墨字版では28ページ、点字版では93ページから94ページに記載しておりますが、例えば取組みの一環として障がいに関する基本的な事項を学ぶふれあいおりがみを府内全小学3年生に配布して活用するとともに、すごろくにつきましても各校20枚お配りして、合理的配慮や社会モデルの概念をわかりやすく伝えるような授業で活用していただいてます。アンケートの結果もこちらの方を活用いただいて理解ができたというご意見をいただいているところでございます。以上でございます。

○委員　ふれあいおりがみのことは重々承知しております。それは小学校3年生の子どもたちへの障がいの啓発に使われるものであって、私が今意見を言わせていただいたのは、いわゆる障がい児とともに育っていく子どもたちへの啓発ではなく障がいのある子どもそのものに対して、私は差別だけではなく、虐待もそうだと思っておりますが、「嫌なことをされたときにはきちんと相談する力をつけよう」という教育をしていただきたいということを意見として言わせていただきました。部署が違うからお答えにくいかもしれませんがきちんとその点を押さえて進めていただければありがたいと思っております。

また一点めのことも全般的に事業所の管理者などが受ける研修や指導で伝えているだけでは、ヘルパー事業所、例えばグループホームの世話人等、本当に本人たちと毎日一緒に過ごしている人たちには伝わりづらいです。なぜならそのような方たちの多くは非常勤やパートのため、管理者が受けるだけでわかっていて、実は本当に一緒にいてくださっている方たちに伝わらないという問題もあります。それを踏まえてどのように、普段一緒に過ごしてくださる支援者がこの法律のことをちゃんと理解し、一緒に地域を作ってくださるかというところを検討していただきたいという意見です。よろしくお願いします。

○会長　はい、支援教育の関係の方が来られていますので補足していただけることは可能でしょうか。突然の指名で申し訳ありません。とても良いポイントなので、答えられる範囲で結構です。

○関係者　本当に貴重なご意見と認識しております。子ども達への教育の中で、子どもたちのいわゆる権利をしっかりとどのように教えていくのかについては重要な視点で、実際に実施しているところもあると思います。そういったところを好事例として広めていくことが重要かと思っております。

○会長　はい、ありがとうございます。突然の指名申し訳ありません。

お話伺って、30年ぐらい前にアメリカカリフォルニアのバークレーで、障がい者差別禁止について、1年ほど勉強に行ったことを思い出しました。もう既にアメリカでは障害者差別禁止法（ADA法）が制定されていて、障がいがあるアメリカ人についての差別が禁止されていましたが、バークレーでは障がい者の権利教育の団体が関わって成立にも繋がり、同時に法律施行後もこうした権利教育をそれぞれの地域で行っておりました。それが最終的に障がい者差別の撤廃の運動に繋がっていくという考え方です。

障がい者が自らの声を上げて社会を変えていくというのがアメリカ的な発想だと思います。併せて、せっかくバークレーにいるからということで、自立生活支援センター、インディペンデントリビングセンターへ視察に行きましたところ、活動メニューの中に、知的障がい者の方も含めたADA法についての権利教育のコースみたいなものが行われており、例えば「居住の問題でこうされた場合には、こういう方法がある」、「教育の場でこういう対応された場合には、こういうことを求めていい」ということを障がい当事者の方が一緒になって考えて教えていくというプログラムがあり、アメリカのＡＤＡが実際に機能していました。今お話伺って30年前、学び始めた頃で留学で得た知見がクリアに思い返された次第であります。

大阪府とすれば十分なことを既に啓発としてもやっているということは、今回活動報告書の中でも示していただきましたが、まだ伝わりきれていない部分があり、そこは障がい者の方の権利教育も含めて、伝えていっていただくことで自治体であったり、事業者の方々の意識が変わる。その意識が変わるということは、心のバリアフリーという生やさしい問題ではなくて、行動を変えるというような意識変化が伴ってくるのかと思います。法改正もありますのでこれまで以上に障がい者の方々に届き、かつ声を上げていいということを実感していただけるような周知の方法をご検討いただければと思います。最後にさせてください。委員お願いします。

○委員　3点お話したいことがあります。1点めは先ほど出ておりました市町村の取組みへの支援についてです。くどいようですが、支援地域協議会が設置されていない市町村はずっと同じ状況で検討中となっています。相談する場が告知されないとか、それが話し合われる協議会がないとかいうことが、また相談できないという負のスパイラルになるということはここの場でも、議論してきたところだと思います。先ほど、委員の発言にもありましたが、大阪府の相談に寄せられてる未設置の市町村からの相談が7件ですが、相談内容をお伝えすることはできないと思いますが、「相談案件が少ない」、「相談がない」という所に対して、「大阪府にはこんな相談が来ている」というようなことは伝えられると思います。そういうふうな形で具体的に何が課題になっているのかとかいうことを相談できるような形ができないかというふうに思います。大体理由は、相談などの案件が少ない、それから予算や人員が限られてるっていうことです。案件が少ないというところは、それこそ相談できるということが周知されてないというところがありますので、また大阪府に相談されているというようなこともあると思いますので、そういう状況を共有するということが必要だと思います。また、予算や人員のところは既存の協議会を活用してるところも多くありますので、その中で議論しますということを今まで話し合われてると思います。差別というのはその状態としてある差別と、出くわして起こる差別があると思いますが、出くわして起こる差別等、何か事故がないと施策を作らないというのは、問題があるのにそれを取組まないと不作為になるのではないかと思います。前も言いましたが、この協議会の中に市町村の方も一緒に入って議論させていただてもらえるようなことができないかというようなことは思います。定数の関係等ありますが、他の市町村の方が入られてる審議会等では、市町村の方から「こんな困難があります」というようなことも出されたりします。ですからもう少し具体的にこの事案が少ないということ、予算や人員が限られてるというようなことについて、どう前進させていくのかという議論を積み重ねていただきたいと思います。そのために、ちょっと蛇足ですが、オンラインは本当に参加しやすいですが、参加者同士が十分議論できるかどうかというのは限られてしまいます。設定された範囲でしか話し合いができない等ありますので交流や、関係性を深めるという意味では、集合対面型の方が有効なところがあると思います。これ1点です。

それから2点めは、4ページですが、前も少し議論して答えが出てるところだと言われるかもしれませんが、「3．相談内容の類型」のところで、重複する場合は1類型に絞り集計されていますが、相談というのは、本当に複合的に様々な要素が入りますので、それを相談を受けた側が、「これは差別的取扱いだ」とか、「これは合理的配慮だ」と判断すると相談全体の様子が見えないと思います。相談を分類してしまうと、相談者さん自身は断られたことについて、もっと訴えていたこともあったかと思います。そういう意味では、合計が合わなくなるとかそういう問題ではなく、相談の全体像がわかるようにするためには、重複するのは、一類型に絞るというのは危険ではないかと思います。そうしたら重複した件数は何件ですかということを書かないと全体像が見えないと思います。それが2点めです。

3点めは、8ページに法施行後の年度ごとの新規相談件数および差別二類型の件数を出していただいています。前回や前々回に議論してきて、これまでは前年度との比較だけでしたが、経年変化を見ていくことによって相談の状況やそこからの課題が見えるというようなことを議論してきて、グラフにしてみると分かりやすいです。先ほどご説明がありましたように、最初は不当な差別的取扱いの訴えが多かったですが、合理的配慮という具体的にどんなふうにしていくかというところの議論が進んでいると感じます。そういう変化が見えてくると思います。これを受けてまた、法的に合理的配慮が事業者に義務になると、今度もう少し事業者からの相談も増えてくるかもしれません。そういうところが見えますのでこういうふうに経年で見ていくというのは非常に大事なので、またこの後の議論にあると思いますが、このように対応していただいたことに大変感謝申し上げたいと思います。以上3点です。

○会長　はい。2点めが事務局に対するご質問、ご提案だと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局　墨字版4ページの類型についてはまた検討の方させていただきます。もう一つ情報交換会については令和6年度は対面での実施を考えております。以上でございます。

○会長　はい、ありがとうございます。全体の様子がわかるようにというと、どういう内容なのか理解いただくために具体的な事例を挙げていて、複合的な要因で訴えがあるということです。論点も多岐に渡るということを示させていただいているわけですが、相談事例全体の理解の中で、件数であったり障がい種別であったり、相談内容の類型であったりというところで全体状況を個別と合わせてこうしたデータで示させていただいているところです。重複しているところについてどう考えるかということについては、少し事務局と検討させていただきます。両方あげるかどうかの検討になると思います。時間の関係もございますので、次に参りたいと思います。

○委員　すみません。11ページの8番の事例ですが、息子さんが英会話教室に通っていて、その参観に行くときの手話通訳の依頼したところ断られたと書いてあります。気になることが一つあります。差別解消条例また法律が施行される前は、どこに行っても手話通訳がなかったため市町村に頼んでいました。今は差別解消法また条例があるために、市町村はこういうケースは民間事業者で責任を持つようにというふうに変わってきつつあります。実際、民間事業者がお金の負担をするということになりますが、今はまだなかなか浸透しておりません。そういう中で当事者は市町村に対応してもらえず、民間に頼むとお金がなく対応できないという責任のなすりつけ合いという状況になります。責任転嫁が新しい課題になっています。民間事業者が責任をもって、必要なお金を準備できるというのは、どう考えても今後1年、2年の間に実現できる問題ではないと思います。これからまだまだ時間はかかると思いますが、聞こえない人たちが、その間ずっと我慢しなければいけないことになってしまうのは困りますので、民間事業者が対応するようになるまでは、当面の間は公的派遣の事業範囲として対応してもらえるようにしてほしいです。また、責任の転嫁があるのか現状を調べてほしいです。

次に23ページです。コンサートの件についての合議体でのその他の意見についてです。私はその場におり、そのときは発言しなかったですが、音声文字変換アプリを使用すると書いてあります。これは危険だと思います。なぜかと言いますと、コミュニケーションは一方通行ではないからです。講演のようなところであれば、講師が話す内容を文字でみる、ＵＤトークのようなもので文字変換してそれを読めば分かります。実際便利な面もあります。しかし、当事者が質問してそれに対して答えてもらうという双方向のコミュニケーションも必要になる場面があります。どちらも方法が違います。だから、文字変換アプリは講演の場やニュース、テレビなどの音声に利用すると便利ではありますが、当事者と話をするときは、これはまた違ってきますので、この書き方には注意していただきたいと思います。もし、このままだと手話通訳はいらないということになって誤解を生みかねませんので、そこら辺は注意していただきたいと思います。総括の中でもいいのでそこら辺で記載をお願いしたいと思います。

○会長　はい、ありがとうございます。ご意見とても共感いたします。事務局の方でもご検討ください。それでは予定している時間を過ぎてしまいました。資料2の説明をしてください。差別解消条例が改正され、3年経ち、どのような変化があったのか改めて共通理解を得たいと考えています。少し手短に説明していただいて、時間の許す限りご意見いただこうと思いますのでよろしくお願いいたします。

○事務局　それでは資料２について説明させていただきます。こちらの資料は、今回の意見

交換の参考としていただくために、差別解消条例を改正して3年間経過するなかでの相談

件数の推移や、そこから考えられること、大阪府の広域支援相談員が相談を受ける中で感じ

たことや、大阪府の取り組んできた周知啓発の内容について、まとめたものとなります。

最初のグラフは、さきほどの報告書で説明させていただいていたものと全く同じですので割愛します。点字版は３ページをお願いします。こちらから読み取れるところだけを報告させてもらいます。法令の施行当初は不当な差別的取扱いに関する相談が合理的配慮の不提供に関する相談より多かったですが、条例を改正した令和３年度以降は合理的配慮の不提供に関する相談の件数が多くなりました。

その次にこの推移から条例改正の影響について考えられることを記載しております。点字

版では3ページの下の方から５ページの真ん中になります。まず、相談件数については条例改正により件数が増えることも当初予想されましたが、新型コロナによる影響もあったためか、令和３年度、４年度と件数が多くなることはありませんでした。令和５年度は新型コロナが感染症法上の第5類に移行され、行動制限がほぼなくなりましたが、それでも相談件数はここ数年と変わらないことから、相談件数には影響がなかったと考えています。

次に合理的配慮の不提供に関する相談事案の件数は、条例を改正した令和３年度に23件となっており、令和４年度で20件、令和５年度も９か月間で15件と、年換算で20件のペースとなっていますので、これは条例を改正したことによって、大阪府では合理的配慮の提供が注目されたことによる影響なのではないかと考えています。

次に墨字版は裏面、点字版では５ページの真ん中以降になります。こちらでは広域支援相談員が日々相談を受けた中で感じたことを記載しております。「府では事業者による合理的配慮が義務化されているのにそれがなされていない」という内容の相談が増えてきた一方、事業者側がまだ法令や合理的配慮について知らないと答える方が少なくない状況ですした。一方でそのような事業者に対しては相談員から周知啓発を行っておりますが、その際に条例の話をすると適切に対応しないといけないということで、前向きに考えてくれる事業者が多いという状況でした。

次に３番、点字版では６ページの真ん中からのところです。大阪府が実施した啓発について紹介させていただいております。最後の４番、点字版では8ページのところでは今後の方向性として、周知啓発にするにも人事担当や研修担当にとどまってしまわないような工夫をしなければならないとなっております。また、この４月より法律により全国的にも合理的配慮が義務化され、事業者もより前向きに取り組んでくれるものと考えられますので、引き続き周知啓発に努めてまいりたいと考えておいます。資料の説明は以上です。

○会長　はい、ありがとうございます。差別解消条例の改正、特に合理的配慮を法律に先駆けて義務付けるということについては、大阪府の中でも慎重な意見や、法律改正を待ってから条例を改正したらいいのではないかという意見もある中で、1年以上にわたる会議を経てご意見いただきながら、実際事務局には多くの事業者のもとに足を運んで説明いただいて、意見を求め、そして、おそらく内閣府以上の多くの件数をアンケートで求め、踏み切って条例改正ということになったのですが、皆様方の足元で条例改正後の認知や変化というのは、どのように受け止められているでしょうか。もうそろそろ3年ですから、通常、法改正から5年ぐらいで見直しが必要かどうか議論いただくことになります。5年の見直し規定はありませんが、３年経った現段階で少し論点を整理させていただき、さらに充実させられる部分があるのであれば、検討していきたいと思っております。ご意見頂戴できればと思います。

○委員　教育の分野からということでお伝えしたいと思います。まず教育の方は合理的配慮と基礎的環境整備というところについての論議はずっとしておりましたが、この条例改正で、学校というのは毎日関わるため、その都度の合理的配慮のみでなく、基礎的環境整備として整えていくことが大事という論議がここ数年高まってきていると思います。基礎的環境整備は、学校でいうと授業のユニバーサルデザインという観点から全ての方に対する支援の前提をまずしようといったことは進んできていると思います。

そして最近は、個別の教育支援計画にこの合理的配慮をどのように書くのか、どこの部分にどのように書くのか、そのことによってどのように引き継いでいくのかいうことについても、様式を整えてきているところです。同等の機会を得るためにどのようにしていくのかということについての研修というのは続けていますが、本当は管理職がしっかりと理解していただくことが大事だと思っています。

この数年で大きく変わってきているのは、私学の高等学校と私学の大学だと思っています。特に今年は、私学の大学の方でどのようにこれを考えてるのかということで私の方にも大学の教員研修に呼ばれていくことが非常に多くなっております。日々の学校での対応や、各種実習で相手がある中でどのように合理的配慮を進めていくということができるのかということについても話題になっています。

後は、教育の本質を変えないような形で、つまり実技や、その分野の人が単位を取得するために大事なものをレポートに変えてほしいという要望も一部ありますので、変えれるものと変えれないもの、そこの線引きについての検討というところを合理性があるかどうかというところについていろいろ質問が出されることがあります。

いずれにしても私立の高校・大学に関してはこの条例改正というのは、大きな転機になり、国のこの変更も受け止められてきて形ができてると思います。

私の大学の取組みとしまして、府立高校では平成26年度から高校生活支援カードを入学の生徒全員のニーズを確認するということで始まっていますが、私も作成に関わらせてもらったということもありましたので、大学の中でも全部の学部で大学生活支援カードを作成し、入学前にできるだけニーズを把握するという形もとっております。そうしていくと、入学前の相談が圧倒的に増えてきています。そのことによって気がついたら単位が取れない状態なってるということが少し少なくなってきてるかということを思います。そうした全体に対する基礎的環境整備をすることによって合理的配慮が明確にできると思っています。あとは、大学で障がいがあって特に発達障がいの学生が適応している共通点というのは、いくつかある中でも二つ挙げてみますと、自分のことを理解しようとする姿勢をもっていること、自己理解できているというよりも理解しようとする姿勢を持っていること、そして先ほどあったように、学内の中で例えば、ゼミでも保健室でも障がい学生支援室でも学生相談室でも、いわゆる相談の窓口を確保していること、そこが適用している大きな条件ということは共通していることを確認しております。

こうした相談をどのようにしていくのかということとともに、その窓口ということと、自分自身の理解をどういうふうに進めていく、そういった理解しようとする態度は、大学からみたら今度は小中高の方にしっかりと繋げていきながら、今度はそういった教育の内容もしっかりと伝え、そこで取り組んでいただけるようにしていくということが、より大事なことかなということを今思っているところであります。

○会長　それでは事業者の方から少しご意見を頂戴しようと思っています。

○委員　昨年から担当しまして、合理的配慮の提供についていろいろ勉強させていただきました。政策部会という勉強会を開催し、加盟各社に府から提供された啓発物等を活用し、周知しております。この4月1日から全国的に改正法が施行されますので、今一度この3月に部会をやりまして、資料等を関係各社に配って再度周知し、取り組んでまいりたいというふうに考えております。私どもの加盟各社は大体400店舗ございますので、周知できるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○委員　業界には大きな組織や小さい会社というのもありますが、一昨年大阪府から「合配ってなんなん？」というチラシをいただいたり、また今回内閣府で作っていただいているチラシをいただいて、私どもの会員あてに委員会で説明をして周知をしたり、様々な会議の場でどんどんそれらチラシを活用させていただきました。言葉自身を知らないというふうなことを聞いたりもいたしましたので、それらチラシを活用し、これからも周知啓発に努めたいと思ってございます。

交通事業と言いますと鉄道もそうなんですが、バス、タクシー、それから旅客船の事業も、あるわけですが、そういった鉄道以外の交通事業者団体にも、協力を呼びかけて周知に務めたいと思っているところでございます。

○委員　実際に合理的配慮が義務化されたということ自体は良いと思いますが、その内容について理解を広めていくということが非常に重要になると思っています。それを実現していくためには、その細かいところの周知、理解を図るということが必要であると思っています。

この次の議題になりますが、対応要領のところで、墨字版の６ページから7ページにわたって、不当な差別的取扱いの例で、正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例が今度付け加わっています。以前はなかったのにここで入ってきています。正当化事由については、できるだけ拡大解釈が起きないようにということで、事例はあげるべきではないと考えていますが、今回官公庁や全てのところで全部入ってきていますが、それについては、非常に危険であると思います。絞って考えるべきであると思っています。具体的に言うと、一つめの実習を伴う講座のところで、「具体的な危険の発生が見込まれる障がい特性のある障がい者に対し、当該実習とは別の実習を設定する。」ということになっています。本人の安全確保の観点からという正当な理由として書いてありますが、この内容については具体的な危険の発生とは書いてありますが、内容的には抽象的です。後ろの畳敷きの個室で、敷物を敷くというのは具体的なのでわかりやすいと思います。その次も具体的な部分ではありますが、それに比べて一番前のところは非常に抽象的なので、こういうことについては入れるべきではないと思います。実際には危険の発生が見込まれる場合は、別の実習を設定すると分けるのではなく、その危険の発生を防止するための合理的配慮を徹底的に実施した上で実施するということをまず先に考えるべきではないかと思っているところです。そういった観点で、合理的配慮と、差別の問題、不当な差別的取扱いの問題について、もう少し考えていく必要があると思います。

○会長　ありがとうございます。その他ご意見ございますでしょうか。はい、委員お願いします。

○委員　先ほど申し上げた件に関して、重なった質問になってしまうことご容赦いただきまして、現実に差別解消ということに関する合理的配慮の必要性、それからサービス提供側、ユーザー側の意識を変える、知らせるという意味で先ほどの大阪府の答えは、「見える化すしていきます」と「ポスターなどの配慮をやっていきます」というお答えだったのかどうかということをもう一度確認させていただきたいです。精神障がい者におきましては、皆さんご存知の滝山病院事件ですが、あの病院事件が起こった一つの理由は、一般の医療機関が精神疾患を持っていると受けれないという重大な差別問題を含んでいます。大阪府においても、私達家族に届けられる問題としては、かなり重篤な循環器系の病気であったり、そうでなくても手術を伴うというときは、一般病院から断られるということで、ある意味泣き寝入りをしないと、実際自分の家族がそうなったときにリークしたのではないかということを恐れて、泣き寝入りするわけです。精神障がい者にとって一番深刻なものは一般医療機関に、差別解消条例に伴う事業者の合理的配慮の義務化ということ、それから不当な差別、ここを知らせていただくようなことは今後していただけるのかどうか、大変具体的なことですけれども大変深刻な問題です。虐待問題の起こる一つの要因として、やはり病院で受けていただけないときに、家族が抱えきれない。そうするとまたもう一度精神科病院にその病気が快復しないのに戻っていき、お亡くなりになったという報告も私達受けるわけです。ですので、細かな医療機関、それからもう一つは、医療機関窓口でこういう理不尽さを訴えてもいいということを示していただくような見える化は、もう早急にお願いしたいと思っております。

それから商業施設であるとか、そういうところは先ほどのお答えの中でやっていただけるということだったのか、もうやっていますよということだったのかもう一度お伺いしたいと思います。

○会長　はい、事務局お願いいたします。

○事務局　医療機関も含めて、様々な事業団体の方にも周知チラシだけじゃなく、ホームページやイベント、そういう様々な媒体を使って幅広く周知の方をしてまいりたいと考えております。

○会長　よろしくお願いします。それでは最後、先ほど委員が既に言及されましたけれども、改めて今回職員対応要領を変更するということで資料3を作っていただきました。手短にご説明いただけますか。

○事務局　それでは資料3対応要領新旧対照表について簡単に説明させていただきます。

これは、大阪府では障害者差別解消法第10条に基づき、障がいを理由とする差別の解消に関する事項について職員が適正に対応するための要領として、職員対応要領を基本方針に即し策定しております。今回新旧対照表を作っております。内容については後ほど確認していただきたいと思っております。なお、先日委員の皆様方にもご案内させていただきました通り、この改正案につきましては、現在パブリックコメントを来月の11日まで実施しているところでございます。委員の皆様におかれましてはもしご意見ありましたらこの場でも結構ですが、パブリックコメントの方にもいただければと思います。以上簡単になりますが、説明報告となります。

○会長　はい、ありがとうございます。パブリックコメントでコメントいただきたいということですが、もしこの場でどうしてもこの点問題ではないかというご意見ございましたら、ご発言いただいてもいいと思います。基本は内閣府の原案通りそのままとしているということです。

○委員　先ほど言いました点に加えると、正当化事由、不当な差別的取扱いだと正当な理由になりますが、合理的配慮だと過重な負担になりますが、それについての例を挙げるのはどうなのかと思いますが、そうではなく会長がさっき言われたように、好事例の方をできればたくさん入れていただく方が良いと考えています。この報告書の中でも、そういった観点を踏まえて、好事例を入れていただく方が良いと思います。

もう対応要領自体は内閣府のものがありますので、無理だと思いますが観点として入れていただけると良いというふうに思います。以上です。

○会長　ガイドラインを作っていますので、ガイドラインの見直し、第4バージョンぐらいで少し今のご意見を参考にどうやって対応したら差別に該当しない取組み、対応ができたのかっていうようなところを意識してあげていただくようご検討いただければと思います。予定した時間を過ぎてしまいました。本日の議題は以上になりますが、事務局から他に、報告ありますか。

○事務局　ないです。

○会長　それでは最後にオブザーバーの方から可能な範囲で結構ですので、お1人ずつコメントいただきたいと思います。

○オブザーバー　今日お話聞かせていただきまして、合理的配慮については、理解とサービス提供側と利用者側の対話の必要性を強く感じたところです。大阪府さんで相談窓口を持ってらっしゃって、様々な困り事の相談を聞かれる気づきがあるかと思いますので、そういったとこを盛り込んで、合理的配慮の理解についての啓発周知を進めていただければなと思います。本局におきましても大きな意味で人権相談を聞いておりますので、重ねて同じ方から相談を受けることもございますので、今後もまた適切な連携をお願いいたします。以上です。

○オブザーバー　本日はいろいろとご議論を聞かせていただきまして、私どもも大変勉強になりました。特に先ほど、心のバリアフリーという生やさしいものではなく、もっと構造を変えていくようなことが必要だというお話も伺いまして、まさにその通りだと思った次第です。当局におきましては、交通関係のバリアフリーを主に担当しておりますが、国土交通省所管事業においても、差別解消の推進に係る対応方針を昨年11月に改正をいたしまして、4月に向けた準備を進めております。引き続き取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。

○オブザーバー　今日は皆様のご意見を聞かせていただいて、またいろいろ多く気づかせていただくことはありますが、合理的配慮が義務化されるということでいろいろ事業者さんも対応したいというようなご意見あると思いますが、今日委員からのお話があったように、それを事業所でやってくださいとなるとお金の面での問題があります。市町村としても、特に現場サイドはしてあげたいですというような意見を職員の方から聞きますが、それをさせてもらう根拠というものを市町村としては求めがちになるという狭間で、障がいがある方が実際困るというような現実があります。障害者総合支援法でサービスで決められてるものであれば、いくらでもお出しできる。ただ、これが市町村の采配でやってくださいと言われるような事業になってしまうと、なかなか市町村としても障がい部局としては出したいですが、予算部局財政部局として通りませんっていうのが現実のところで、合理的配慮を絵に書いた餅にしないためにも、国、大阪府には市町村に対して財政的措置を具体的に考えていっていただきたいというのが1市町村としての思いではあります。また市として何ができるのか、どこまでできるのか、なかなか微力ではありますし、今日委員がおっしゃられてた当事者の方が言っても無駄だとか、諦めてこられた部分が多くあると思います。少しでもやはりそれを諦めないで、市町村に言って少しでも前進できたというようなことができればいいと思いますのでまた現場サイドに帰って考えていきたいと思います。本日はありがとうございました。

○オブザーバー　本日は貴重なご意見、本当にありがとうございました。大変勉強になりました。法律のこと等、様々難しい話はたくさんありますが、もっと細かい、一人ひとりに寄り添うという観点がすごく大事だと今日皆様のお話を聞いて感じました。役所や役場に普段あまり行くことがない方にとっては、電話をしてみた、ということだけでも、大きなハードルを一つ越えられたと思います。そのときに、「できない」と言われたときのショックや衝撃、悲しさというのも、常に頑張って来た、電話したというここまでの道のりにまで思いをはせて、この方に何かできないかという視点を持って対応したいと思います。もちろん法律であったり、合理的配慮という言葉であったり、お金の面等様々なことがありますが、まずは相談を受け、困っているというお話を聞いたときに、何ができるかということを、間に入って、例えば企業さんや何かうまくいかなかった相手と相談に来た方の通訳的な立ち位置として、行政が何ができるかっていうことを考えながら、丁寧に対応できたらというふうに今日は感じました。私自身も困っている時に、これを言っていいのか、していいのかと思っていたことが、声に出してみると、意外とすんなりさせてもらえたことがあり、助けてもらえたときの嬉しさや未来への希望を感じたので、そういうふうに一つでも助けになればと今日は感じました。ありがとうございました。

○会長　はい、ありがとうございました。それでは、本日の議事を全て終了いたしました。

事務局に議事をお返しいたします。皆様、討議ありがとうございました。

○事務局　会長ありがとうございました。それではこれにて第21回大阪府障がい者差別協議会を閉会いたします。本日は各委員の皆様、ご議論いただきありがとうございました。

緑色の別冊ファイルはそのまま机の上に置いてお帰りください。本日はありがとうございました。